

日本における第三国国籍保持者の査証申請の変更事項

日本籍以外の第三国国籍の方の査証申請ですが、条件が変わりました

①査証申請可能な国籍（35か国）

中国、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ、ベトナム、モンゴル、タイ、パキスタン、スリランカ、インド、ミャンマー、ネパール、イラン、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギズ、ウクライナ、ナイジェリア、ガーナ、エジプト、ペルー、イラン、シリア、スーダン、マケドニア、コソボ、キューバ、パレスチナ、イラク、イエメン、アフガニスタン、カメルーン、ソマリア、ガンビア、セネガル

②上記に該当する国籍で、査証申請可能な条件

1) 2年間以上継続して、日本で在留している長期ビザの所持者

ただし、例外的に下記に該当する者で長期ビザの所持者は2年未満の在留期間であっても査証申請が可能

- 大韓民国の政府、地方公共団体、公共機関から招聘を受けた外国人とその配偶者及び未成年子女（同伴申請に限る）
- 駐在員、外交官、国際機構の職員に該当する長期ビザ所持者と配偶者及び未成年子女（同伴申請に限る）
- 日本人の配偶者・永住者の配偶者及び未成年子女
- 高度専門職、教授、技術・人文知識・国際業務ビザ所持者、正規大学の留学生とその配偶者及び未成年子女（同伴申請に限る）

2) 永住者

3) 乗り換えビザの申請者(C-3-10)

4) 査証発給認定書所持者 ただし、ホテル遊興資格所持者は除外

1)の長期ビザ所持者は、それを証明する書類が必要

例) 外国人登録原票, 住民票, 旧旅券, 旧在留カード, 出入国証明書等を提出。

2019年3月22日